

障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金のご案内

障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 他業種で働いていた方等が**障害福祉のお仕事に就職する際に必要な経費**について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間障害福祉サービスの業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。



このような費用などにご利用いただけます。

※就職に際し必要となった経費の最低限度の範囲での貸付となります。

子どもの預け先を探す際の活動費



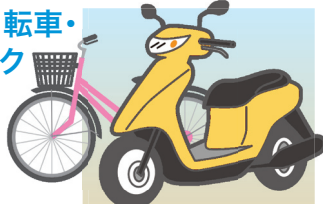
介護に係る軽微な情報収集や講習会参加費、参考図書等の購入費



転居を伴う場合に必要となる費用



通勤用自転車・原付バイク購入費



介護ウェアなどの業務用被服費



ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「障害福祉分野就職支援金」の対象です。

(1) 次のいずれかの資格を有している方

- 介護職員初任者研修 ● 訪問介護員(ホームヘルパー)1級課程 ● 訪問介護員(ホームヘルパー)2級課程
- 介護職員基礎研修 ● 介護福祉士実務者研修修了 ● 介護福祉士 ● 居宅介護職員初任者研修修了
- 障害者居宅介護従事者基礎研修修了
- 重度訪問介護従事者養成研修修了(基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること)
- 同行援護従事者養成研修(基礎、応用を受講すること) ● 行動援護従事者養成研修

(2) 千葉県内の障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している方

(3) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方

(4) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

※申込みにあたり連帯保証人が必要です

返還の免除について

障害福祉職員の業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除されます。(月15日以上、年180日以上に従事が必要です。)
※所定の期間前に退職、また他業種への転職等の場合は全額返還となります。

詳しくは、千葉県福祉人材センターホームページ内の「障害福祉分野就職支援金貸付制度の手引き」をご確認ください。



お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター
人材確保貸付担当 TEL043-306-7571

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1F <https://chibakenshakyo.net/>
お申し込みの際は当会ホームページより必要書類をダウンロードし、他の必要書類と共に郵送ください

障害福祉分野就職支援金貸付制度 申請手続きの流れ

申請者



1 事業所又は施設へ介護職員として再就職内定（決定）



2 千葉県社会福祉協議会へ所定の申請書類を提出

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ①貸付申請書 | ⑥顔写真付きの身分証明書の写し |
| ②利用計画書 | ⑦住民票 |
| ③雇用（内定）証明書 | ⑧所得証明書 |
| ④資格証明書の写し | ⑨在留カードの写し（日本国籍を有していない方のみ） |
| ⑤個人情報の取扱いについて | ※⑤～⑨は連帯保証人の方も必要です |



3 貸付審査・貸付の決定

決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します。



4 借用証書等を提出

借用証書の作成にあたっては、申請者・連帯保証人それぞれの自筆署名、捺印が必要です。申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙も必要です。
※貸付決定通知書到着後14日以内に千葉県社会福祉協議会へ提出してください。



申請者の口座へ障害福祉分野就職支援金を受領



5 返還猶予申請書及び障害福祉分野就職支援金業務従事届を提出

障害福祉の業務に従事し返還猶予申請



6 返還免除申請書を提出

障害福祉職員として2年間（在職期間730日以上、かつ業務従事日数360日以上）引き続き従事後に申請

